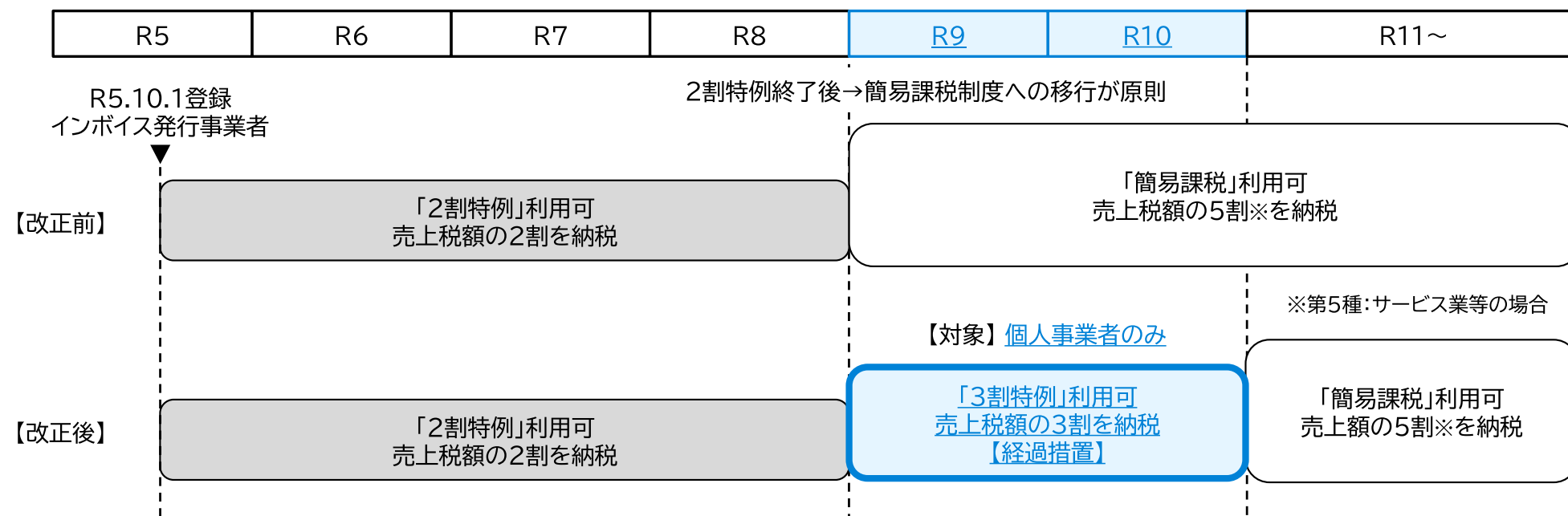


インボイス制度の2割特例の見直し

インボイス制度の定着に向けて、事務負担の配慮がより必要と考えられる個人事業者について、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、2年の経過措置として「3割特例」が認められる。

【適用時期】令和9年・10年に含まれる各課税期間

<改正の内容>



《 実務上のポイント 》

法人(課税事業者)が、「新たに設立した法人(インボイス発行事業者の登録)」に取引主体を変更し、2割特例を悪用してグループ全体で税負担を圧縮する租税回避スキームが問題視されていた。結果、3割特例の対象は個人事業者のみで、**法人は全て対象外**となった。